別表（第３条関係）

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| --- | --- | --- |
| 市内の観光施設、宿泊施設及びその他外国人観光客が観光を目的として利用する施設において、外国人観光客の利便性を向上させるために実施する次の各号に該当する事業<br>（１）Wi-Fi 環境の整備<br>無料で利用可能なものとし、機器購入や配線工事等の実施<br>（２）外国語パンフレット等の作成<br>既存日本語パンフの外国語化は対象とするが、単なる増刷は対象外<br>（３）外国語案内表示の設置<br>施設内の表示案内板やプレートの作成及び設置<br>（４）トイレの洋式化<br>和式から洋式化のための備品（温水便座機器を含む）及びその設置工事<br>（５）横断幕等歓迎資材の整備（観光関係団体に限る）<br>横断幕、のぼり旗等観光関係団体が整備し、団体内で貸出を行うもの<br>（６）その他外国人観光客の受入環境の充実に資すると認められる取組 | 補助事業の実施に要する次に掲げる経費<br>○印刷製本費<br>○通信運搬費<br>○翻訳費<br>○委託料<br>○工事請負費<br>○備品購入費<br>○その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの<br>人件費等の経常的な運営費及び懇親会等の経費を除く | 補助事業毎に補助対象経費の５分の４以内又は５００千円のいずれか低い額で、千円未満切り捨て<br>ただし、１事業者当たりの交付限度額は１，０００千円 |